



「最期の選択について」

昨年度から大間病院でも在宅看取りを本格的にスタートさせました。家でご自身・ご家族の最期を迎えるために大間病院がサポートをする準備がすでに整っています。最近では病院で最期を迎える方が増え、それが当たり前になってきていますが、1960年くらいまでは在宅で看取りを迎える方が、7割もいらしかったというから驚きです。在宅で看取りを迎えた経験のあるかたがどんどん減ってきていますので、ご自宅で人が亡くなるということにピンと来ない方も多いのではないかと思います。亡くなる時はなかなかピンピンコロリという亡くなり方をすることは少なく、大抵の方はゆっくりと最期にむかわれます。人によって最期までの長さはさまざまです。在宅看取りをサポートするということは、それまでの間のご本人の身体的、精神的な苦しみを軽くすることだけでなくご家族も含めたサポートを提供するということになります。

お看取りに関する知識の提供、看護師の訪問、医師の診察、場合によっては点滴も可能ですし、介護・福祉のサポートをお願いすることもあります。

今までは病院でお看取りするというのが当たり前でしたが、今後は選択肢としてご自宅、病院、施設などその人自身のご希望に沿った場所を選択することができるようになってきています。

ちょっと抵抗があるかもしれませんが、ご自身が亡くなる時を想像してみてください。場所は病室でしょうか？ ご自宅の自分の部屋でしょうか？ それとも居間でしょうか？ 周りには誰がいるでしょうか？ あなたにはどれくらい意識が残っているのでしょうか？ 点滴はついていますか？ 人工呼吸器はつけますか？ どのような看取りをされたいかで、今とるべき行動も変わってきます。死生観と呼ばれる考え方で、最期を考えることで今をよりよく生きることができるのではないかという考え方です。

今回10月10日(土)に今後のお看取りについて住民の方と医療・福祉・介護関係者みなさんと一緒に考える機会をご用意させていただきました。お看取りについて、今なにが必要なのかみなさんと一緒に考えられたらと思っています。もしお時間あれば、ぜひご参加ください。会場でお待ちしています！

住民福祉課から

困ったら 一人で悩まず 行政相談

みなさんが、毎日の暮らしの中で行政が行う仕事に関する苦情や意見・要望などがあった時に、もっとも身近な相談相手になるのは、行政相談委員（総務大臣が委嘱）です。

道路・河川、年金、医療保険、老人福祉、登記、労働基準、雇用保険、自動車検査・登録、窓口サービスなど、役所が行う仕事について、

- 苦情を直接申し出にくい
- 要望があるが、どこへ話をしたらよいかわからない
- 制度や仕組みがわからない
- 困りごとがあるが、どこに相談してよいかわからない

など、お気軽にご相談ください。相談は無料で、相談者の秘密は厳守します。

『特設行政相談所』を開設します。

- ◇日 時 10月23日(金) 午前10時から午後3時まで
- ◇場 所 津軽海峡文化館「アルサス」2階会議室
- ◇相談担当 行政相談委員 渋田 昌平 (総務大臣が委嘱)
総務省青森行政評価事務所

【お問合せ】住民福祉課 住民係 担当：奥本